

## 2 給与関係業務

人事委員会は、職員の適正な給与水準の確保と社会一般の情勢に適応した給与制度の確立を図るため、地方公務員法の関係条項に基づき、民間、国、他の地方公共団体の給与水準や給与制度について調査、分析、研究し、その結果を基に給与報告・勧告などを行うとともに、給与条例等の改正等に対する意見の提出、給与条例等で委任された事項についての規則等の制定などを行っている。

### (1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告

地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、職員及び県内民間従業員の給与等の実態を調査して、その結果を分析比較するとともに、労働経済情勢に関する各種情報を収集し、また、標準生計費を算出するなど、職員の給与制度の運用及び改善に必要な調査研究を行っている。そして、同法第8条、第14条及び第26条に基づき、これらの結果と国の給与改定の動向等を県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定措置に関する勧告を行っている。

平成25年度においては、10月15日に報告を実施した。その要旨は、次のとおりである。

(給料表や期末・勤勉手当を改定しない内容であったため、報告のみで勧告は行わなかった。)

#### <職員の給与等に関する報告の要旨>

##### ① 職員の給与

職員の給与等の実態を把握するため、「平成25年職員給与等実態調査」(4月1日現在)を実施  
(調査対象:69,305人)

##### ② 民間の給与

職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、「平成25年職種別民間給与実態調査」を実施し、4月分の県内民間従業員の給与等の実態を把握

(調査対象:企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の事業所3,094事業所のうち705事業所)

注:705事業所のうち調査完了事業所は592事業所(調査実人員は37,971人)

##### ③ 職員の給与と民間の給与との比較(公民較差)

(A) 職員の給与(行政職員)	405,457円
(B) 民間従業員の給与(事務・技術関係職種)	405,755円
較差(B) - (A)	298円
	(0.07%)

注1:民間従業員の給与は、「きまって支給する給与」から時間外手当、通勤手当を除いたものであり、職員の給与もこれに相当するもの。

注2:職員の給与は、平成25年4月から、行(1)6級相当職以下は4%、行(1)7級相当職以上は6%の減額措置が実施されているが、公民比較は減額措置前の給与で行った。なお、減額措置後の職員の給与(行政職員)は、389,250円であり、これをもとに民間従業員の給与と比べると、民間従業員の給与が16,505円(4.24%)上回っている。

##### ④ 報告の結び

###### ア 本年の給与改定

###### (7) 月例給

公民給与の較差はわずかであり、給料表の適切な改定を行うことが困難であるため、給料表の改定は見送り

###### (4) 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

職員の期末・勤勉手当の支給月数は、民間の特別給の支給月数と均衡がとれていることから、改定の必要なし

イ 給与制度の総合的見直し

- 人事院は、給与制度の見直しを実施することができるよう、次に掲げる課題を中心に検討を進め、早急に結論
  - ・ 民間の組織形態の変化への対応
  - ・ 地域間の給与配分の在り方
  - ・ 世代間の給与配分の在り方
  - ・ 職務や勤務実績に応じた給与
- 本県においても、人事院の報告の内容に留意するとともに、今後の国の動向を注視し、本県の実情を考慮して検討を進めていくことが必要

ウ 公務運営

- (7) 人材の確保・育成
  - a 多彩な人材の確保
  - b 職員の意欲・能力を活かす人事制度
  - c 女性職員の登用
- (8) 勤務環境の整備
  - a 総実勤務時間の短縮
  - b 仕事と家庭の両立支援
  - c 健康管理対策の推進
- (9) 公務員制度を巡る諸課題
  - a 地方公務員制度改革
  - b 雇用と年金の接続

(2) 給与改定の概要

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等が、平成25年第2回県議会定例会に6月10日提案、同月19日可決、同月28日公布された。

また、平成25年10月15日に行った職員の給与等に関する報告の主旨等に沿って、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例が、平成25年第3回県議会定例会に12月9日提案、同月20日可決、同月27日公布された。

(概要)

① 給料月額等に関する減額措置（平成25年4月1日施行）

ア 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間の給料月額及び給料の調整額は、給料月額及び給料の調整額から4/100（行政職給料表（1）7級相当職以上の職員は、6/100）に相当する額を減じた額とした。（②の減額措置を行う間は凍結）

給料表	減額率の対象となる職務の級（号給）	
	減額率 4/100	減額率 6/100
行政職給料表（1）	1級～6級	7級～10級
行政職給料表（2）	1級～5級	—
公安職給料表	1級～6級	7級、8級
海事職給料表（1）	1級～6級	—
海事職給料表（2）	1級～5級	—
大学教育職給料表	1級～3級	4級
研究職給料表	1級～5級	6級
医療職給料表（1）	1級～3級	4級
医療職給料表（2）	1級～5級	6級
医療職給料表（3）	1級～6級	7級
福祉職給料表	1級～5級	6級
教育職給料表	1級～3級	4級、5級
学校栄養職給料表	1級～4級	—
学校行政職給料表	1級～6級	—
第1号任期付研究員	1号給～4号給	5号給、6号給
第2号任期付研究員	1号給～3号給	—
特定任期付職員	1号給～3号給	4号給～7号給

※ 減額措置は地域手当にのみ反映させ、その他の諸手当の算定には反映させない。

※ 給与構造改革に伴う経過措置額（いわゆる現給保障額）についても減額する。

※ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、平成24年1月1日から適用していた行政職給料表（1）6級相当職以上の給与上の措置（行（1）6級相当職の職員は0.35/100減額、行（1）7級相当職以上の職員は0.55/100減額）は凍結する。

イ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間の管理職手当の月額は、管理職手当の月額から10/100を乗じて得た額を減じた額とした。

② 給料月額等に関する減額措置（平成25年7月1日施行）

ア 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給料月額は、給料月額から、行政職給料表（1）2級相当職以下の職員は4%、3級相当職の職員は6%、4級から6級までの相当職の職員は7.77%、7級相当職以上の職員は9.77%に相当する額を減じた額とした。

給料表	減額率の対象となる職務の級（号給）			
	4%	6%	7.77%	9.77%
行政職給料表（1）	1級、2級	3級	4級～6級	7級～10級
行政職給料表（2）	全ての級	—	—	—
公安職給料表	1級、2級	3級	4級～6級	7級、8級
海事職給料表（1）	1級～3級	—	4級～6級	—

海事職給料表(2)	全ての級	—	—	—
大学教育職給料表	1級、2級	—	3級	4級
研究職給料表	1級、2級	—	3級～5級	6級
医療職給料表(1)	1級	—	2級、3級	4級
医療職給料表(2)	1級、2級	3級	4級、5級	6級
医療職給料表(3)	1級～3級	4級	5級、6級	7級
福祉職給料表	1級、2級	3級	4級、5級	6級
教育職給料表	1級		3級	4級、5級
	2級 (減額率は号給によって異なる)			
学校栄養職給料表	1級、2級	3級	4級	—
学校行政職給料表	1級、2級	3級	4級～6級	—
第1号任期付研究員	—	—	1号給～4号給	5号給、6号給
第2号任期付研究員	—	—	全ての号給	—
特定任期付職員	—	—	1号給～3号給	4号給～7号給

※ 教務手当、農林漁業普及指導手当を除いた給料月額に連動する手当及び教職調整額は、減額後の給料月額により算出

※ 給与構造改革に伴う経過措置額（いわゆる現給保障額）についても減額

イ 平成25年12月期の期末・勤勉手当について、5%に相当する額を減じた額とした。

③ 地域手当の支給割合（平成26年4月1日施行）

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、地域手当の支給割合は、引き続き10/100とした。

(3) 条例案に対する意見の提出

平成25年度において、職員の給与に関する条例等の改正に当たり、地方公務員法第5条第2項の規定による県議会からの求めに応じて、同法第8条第1項第3号の規定により、次のとおり意見を申し出た。

＜ 条例案に対する意見の提出状況 ＞

意見提出 年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
25. 6. 12	<p>職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（定県第59号議案）</p> <p>災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（定県第60号議案）</p> <p>知事等の期末手当の特例に関する条例のうち教育長に関する部分（定県第74号議案）</p> <p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（定県第75号議案）</p> <p>学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（定県第76号議案）</p>	<p>この条例案は、旅費の特例に関する規定について、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。</p> <p>この条例案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。</p> <p>この条例案のうち教育長に関する部分は、教育長の期末手当について、知事等に準じ、特例措置を講じようとする内容となっています。</p> <p>今回の措置は、本県の極めて厳しい財政状況に対応するためのものであることや、臨時・特例的に行われるものであること等、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものと認められます。</p> <p>これらの条例案は、職員の給料等について減額措置を講じることに伴い、所要の改正を行おうとする内容となっています。</p> <p>当委員会としては、職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきものと考えており、今回の措置は、勧告制度の意義にかんがみると、誠に残念であります。</p> <p>しかし、本県の極めて厳しい財政状況に対応するためのものであることや、臨時・特例的に行われるものであること等、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものと認められます。</p>

	任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（定県第77号議案）	<p>この条例案は、任期付研究員及び任期付職員の給料等について減額措置を講じることに伴い、所要の改正を行おうとする内容となっています。</p> <p>当委員会としては、職員の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則によるべきものと考えており、今回の措置は、勧告制度の意義にかんがみると、誠に残念であります。</p> <p>しかし、本県の極めて厳しい財政状況に対応するためのものであることや、臨時・特例的に行われるものであること等、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものと認められます。</p>
25. 9. 11	災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例（定県第85号議案）	<p>この条例案は、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。</p>
25. 12. 10	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（定県第130号議案）	<p>この条例案は、育児休業をした期間に係る退職手当の算定について、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。</p>
	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（定県第131号議案）	<p>この条例案は、平成26年度の地域手当の支給率について、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。</p>
25. 12. 16	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例のうち職員の給与に関する条例の一部改正に関する部分（定県第113号議案）	<p>この条例案のうち職員の給与に関する条例の一部改正に関する部分は、行政改革による出先機関の再編に伴い、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。</p>
26. 2. 19	教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（定県第28号議案）	<p>この条例案は、教育長の給料の月額に関し、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。</p>
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（定県第31号議案）	<p>この条例案は、出先機関の再編に伴い、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。</p>

(4) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項に基づき、平成25年度中に公布された給与関係の規則は9件で、その内訳は、制定0件、一部改正9件、廃止0件である。

給与関連の条例、規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために条例、規則の運用について通知したものは3件である。

これらの規則及び運用通知の概要は、次のとおりである。

< 規 則 関 係 >

公布年月日	番号	適用年月日	規則の制定又は改廃の概要
25. 6. 28	21	25. 7. 1	<b>臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</b>
25. 6. 28	22	25. 7. 1	<b>臨時的任用学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</b> 職員の給与に関する条例等の改正により、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、臨時的任用職員の給料月額は、給料月額から4/100を乗じて得た額を減じた額とするよう、規定を整備した。
25. 6. 28	23	25. 7. 1	<b>職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則</b>
25. 6. 28	24	25. 7. 1	<b>学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則</b> 職員の給与に関する条例等の改正により、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、給与減額措置が講じられることを受けて、給与構造改革に伴う経過措置額を受けている権衡職員の経過措置額の算定に当たっては、給与減額措置の適用を受ける前の額を基礎とするよう、規定を整備した。
25. 12. 27	26	26. 1. 1	<b>職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</b> 退職手当の調整額の算定にあたり、育児休業期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、休職月等として算定対象期間から除算する割合を、3分の1から4分の1に改めた。
26. 3. 28	2	26. 4. 1	<b>職員の給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則</b> 出先機関の見直しに伴い、研究職給料表を適用する職員の勤務する所属について、所要の改正を行った。
26. 3. 28	3	26. 4. 1	<b>職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</b> ア 家畜等取扱手当、有害毒薬物等取扱手当及び危険現場手当について、出先機関の見直しに伴い、適用所属の名称変更等を行った。 ・「農業技術センターかながわ農業アカデミー」→「かながわ農業アカデミー」 ・「農業技術センター畜産技術所」→「畜産技術センター」 イ 災害応急作業等手当について、原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い、同法の引用規定を整備した。

26. 3. 28	4	26. 4. 1	<p><b>職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</b></p> <p>組織の見直しにより、適用所属及び職名が変更になることに伴い、所要の改正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 種 担当局長及び推進局長を追加 参事監のうち人事委員会が別に指定するものを削除</li> <li>・ 2 種 技監、教育参事監、本庁の担当部長及び事業統括部長を追加</li> <li>・ 4 種 保健福祉事務所センター所長及び副所長を追加 かながわ農業アカデミー校長、畜産技術所長及び人材育成支援センター所長を削除</li> </ul>
26. 3. 28	5	26. 4. 1	<p><b>職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則</b></p> <p>本庁機関の見直し及び特別な機関の設置に伴い、級別職務分類基準表を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9 級 担当局長、推進局長、技監及び教育参事監の職務を追加</li> <li>・ 8 級 本庁の担当部長及び事業統括部長の職務を追加</li> <li>・ 7 級 総括主幹の職務を追加</li> </ul>

＜ 運 用 通 知 関 係 ＞

通知年月日	番号	適用年月日	運 用 通 知 の 制 定 又 は 改 廃 の 概 要
26. 3. 28	338	26. 4. 1	<b>職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正</b>
26. 3. 28	339	26. 4. 1	<b>学校職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正</b> ア 徒歩による通勤距離及び自動車等による使用距離の測定に当たっては、電子地図による測定を行うことができるよう、規定を整備した。 イ 交替制勤務職員等について、勤務態様の変更により平均1箇月当たりの通勤所要回数の変動があった場合に、正規の届出がなくても届出があったものとして通勤手当の額の改定を行うことができるよう、規定を整備した。
26. 3. 28	340	26. 4. 1	<b>職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正</b> 出先機関の再編整備に伴い、規定を整備した。

(5) 基準承認及び個別承認

人事委員会規則に基づき、人事委員会の承認、指定又は別に定めることとされている事項の運用については、一括した基準として承認する方法と個々に承認等をする方法とによって行っている。

平成25年度における基準承認及び個別承認の件数は、次のとおりである。

① 基準承認（一部改正、指定等を含む。）

ア 初任給規則等関係 7件

イ 手当関係 5件

② 個別承認

ア 給与承認

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則又は学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づく承認）

	知 事		警 察		教 委		そ の 他		合 計	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
初任給10～18条関係	10	36	12	45	8	132	0	0	30	213
昇格等19～23条関係	3	341	9	253	3	142	3	9	18	745
表異動24～27条関係	5	44	1	1	0	0	0	0	6	45
その他37～46条関係	3	15	0	0	1	1	0	0	4	16
合 計	21	436	22	299	12	275	3	9	58	1,019

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則又は学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則に基づく承認）

2件 13人

イ 在勤基本手当等の号の承認

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第5条第4項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する規則第5条第4項）

5件 7人